

## 福井県警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令

令和 3 年 3 月 1 1 日

福井県警察本部訓令第 1 2 号

改正

令和 4 年 5 月 1 2 日本部訓令第 2 0 号

福井県警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令を次のように定める。

福井県警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令

福井県警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令（昭和 5 1 年福井県警察本部訓令第 1 0 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この訓令は、福井県警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和 2 9 年福井県条例第 5 3 号）第 4 条の規定に基づき、災害給付の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（災害発生報告書）

第 2 条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 4 5 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する災害が発生したときは、その協力援助を受けた警察官の職務又は警察官の職務を指揮する部署の長は、警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、速やかに協力援助者災害発生報告書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

（災害の認定及び通知）

第 3 条 本部長は、前条の報告を受けたときは、その災害が法第 2 条に規定する協力援助をしたための災害であるかどうかの認定を、速やかに行わなければならない。

2 本部長は、前項の規定によりその災害が法第 2 条に規定する協力援助をしたための災害であると認定したときは、給付を受ける者に対して、災害給付通知書（様式第 2 号）により、速やかに通知しなければならない。警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和 2 7 年政令第 4 2 9 号。以下「令」という。）第 1 0 条の 2 第 1 項後段（令第 1 0 条の 7 第 6 項において準用する場合を含む。）、令第 1 0 条の 3 第 1 項後段、令第 1 0 条の 4 第 2 号、令第 1 2 条の 2 若しくは令附則第 2 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により、給付を受けるべき者が生じた場合又は令第 9 条第 2 項の規定の適用を受ける胎児であった子が出生により遺族給付年金を受ける権利を有する者となった場合においても、同様とする。

（医療機関等の指定）

第 4 条 本部長は、福井県警察官の職務に協力援助した者（以下「協力援助者」という。）に対し、法第 5 条第 1 項第 1 号に規定する療養の給付を行うため、あらかじめ病院、診療所、薬局又は訪問看護事業者（居宅を訪問することによる療養上の世

話又は必要な診療の補助の事業を行う者をいう。以下同じ。)を指定することができる。

第4条の2 令第7条の2第1項第3号の警察庁長官が定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条に規定する施設（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な被爆者を入所させ、必要な養護を行う施設に限る。）
- (3) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第23条第1項第2号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設（同法に基づく年金たる保険給付を受ける権利を有する被災労働者であって、常時介護を要する状態にあり、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、必要な介護を提供する施設に限る。）

（年金以外の給付の支給決定方法）

第5条 傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金以外の給付を受けようとする者は、給付の種類に応じ、それぞれ次の各号に定める給付の請求書を本部長に提出しなければならない。ただし、第4条の規定により指定された病院、診療所、薬局又は訪問看護事業者において療養を受ける場合の療養の給付については、この限りでない。

- (1) 療養給付請求書（様式第3号）
- (2) 障害給付一時金請求書（様式第4号）
- (3) 介護給付請求書（様式第5号）
- (4) 遺族給付一時金請求書（様式第6号）
- (5) 葬祭給付請求書（様式第7号）
- (6) 未支給の給付請求書（様式第8号）
- (7) 休業給付請求書（様式第9号）

2 介護給付請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第2回目以後の請求書を提出する場合は、介護を要する状態に変更がないときは、第1号に掲げる書類の添付を、介護に従事した者に変更がないときは、第3号に掲げる書類の添付を、それぞれ省略することができる。

- (1) 常時又は随時介護を要する状態にあることを示す医師等の証明書又はその写し
- (2) 令第7条の2第2項第1号又は同項第3号の規定の適用を受けようとするときは、介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護に要する費用として支出された額を証明する書類
- (3) 令第7条の2第2項第2号又は同項第4号の規定の適用を受けようとするときは、親族又はこれに準ずる者から介護を受けたことを示す書類

3 遺族給付一時金請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、その請求書の提出前に当該給付の理由となった協力援助者の死亡（令第12条

の規定により死亡と推定された場合を含む。以下この項及び第7条において同じ。)に係る遺族給付年金の支給が行われていたときは、第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 協力援助者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他協力援助者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し
- (2) 請求者の氏名、本籍地及び協力援助者との続柄又は関係に関する市町村長（東京都の区のある地域及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては区長。以下同じ。）の発行する戸籍謄本又は抄本その他の証明書
- (3) 請求者が婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
- (4) 遺族給付年金を受けることができる遺族がなく、かつ、請求者に令第10条の5の規定による先順位者のないことを証明することのできる書類
- (5) 請求者が令第10条の5第1項第2号の規定に該当する者であるときは、協力援助者の死亡当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (6) 請求者が令第10条の5第1項第3号の規定に該当する者であるときは、協力援助者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (7) 請求者が令第10条の5第3項に規定する遺言又は予告で特に指定された者であるときは、これを証明することのできる書類

4 未支給の給付請求書には、次の各号に掲げる書類又は資料を添付するものとする。ただし、請求書が未支給の給付と併せて遺族給付を請求する場合には、当該遺族給付を請求するために提出すべき書類又は資料と同じ書類又は資料については、その添付を省略することができる。

- (1) 死亡受給権者（給付を受ける権利を有する者が死亡した場合における当該死亡した者をいう。以下同じ。）の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他死亡受給権者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し
- (2) 未支給の給付が遺族給付年金以外の給付であるときは、次に掲げる書類
  - ア 請求者の氏名、本籍地及び死亡受給権者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又はその抄本その他の証明書
  - イ 請求者が、死亡受給権者の死亡当時その者と生計を同じくしていたことを認めることのできる書類
  - ウ 請求者が、婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情であった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
- (3) 請求者が、配偶者（婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情であった者を含む。）以外の者であるときは、令第12条の2第2項の規定による先順位者のないことを証明することのできる書類
- (4) 死亡受給権者が第1項又は第7条の規定による請求をしていないときは、当該

請求を行うこととした場合に必要な書類その他の書類

5 本部長は、第1項に規定する給付の請求書を受理した場合には、速やかにこれを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（療養給付及び休業給付の支給方法）

第6条 本部長は、療養給付として支給する費用及び休業給付については、毎月1回以上支給を行うものとする。

（年金たる給付の支給決定方法）

第7条 傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金（以下「年金たる給付」という。）を受けようとする者は、傷病給付年金請求書（様式第11号）、障害給付年金請求書（様式第12号）又は遺族給付年金請求書（様式第13号）を本部長に提出しなければならない。

2 遺族給付年金請求書には、次の各号に掲げる書類及び資料を添付するものとする。ただし、その請求書の提出前に当該給付の事由となった協力援助者の死亡に係る遺族給付年金の支給が行われていたときは、第1号及び第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 協力援助者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他協力援助者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し
- (2) 請求者及び請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族の氏名、本籍及び協力援助者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (3) 請求者又は請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が協力援助者の死亡当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (4) 請求者又は請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が令第9条第1項第4号に規定する状態にあるときは、その者が協力援助者の死亡の当時から引き続きその状態にあることを証明することのできる医師の診断書その他の書類及び資料
- (5) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
- (6) 請求者以外の遺族給付年金を受けることのできる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類

3 本部長は、第1項に規定する請求書を受理した場合には、速やかにこれを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書により通知するものとする。

第7条の2 年金たる給付を郵便局又は金融機関（以下「郵便局等」という。）で受け取ることを希望する者は、年金受給郵便局等届出書（様式第14号）を本部長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出をした者が、届出に係る郵便局等を変更する場合には、速やかに年金受給郵便局等変更届出書（様式第14号の2）を本部長に提出しなければならない。

（年金証書）

第8条 本部長は、年金たる給付の支給に関する通知を行うときは、当該給付を受け  
るべき者に、併せて年金証書（様式第15号）を交付しなければならない。

2 本部長は、既に交付した年金証書の記載事項（年金の額に係る記載事項を除  
く。）を変更する必要がある場合には、新たな証書を交付しなければならない。

3 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、  
年金証書再交付請求書（様式第16号）に亡失の理由を明らかにすることのできる  
書類を添えて、証書の再交付を本部長に請求しなければならない。

（障害の程度の変更）

第9条 本部長は、令第6条の2第4項又は令第7条第9項に規定する場合には、新  
たに行うべき傷病給付又は障害給付に関する決定を行い、速やかに当該給付を受け  
る者に傷病給付変更決定通知書（様式第17号）又は障害給付変更決定通知書（様  
式第18号）により通知するものとする。

2 前項の決定を受けようとする者は、傷病給付変更請求書（様式第19号）又は障  
害給付変更請求書（様式第20号）を本部長に提出しなければならない。

3 前項の傷病給付変更請求書又は障害給付変更請求書には、障害の程度に変更があ  
った時期及び変更後の傷病等級又は障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の  
書類及び資料を添付しなければならない。

（年金たる給付の額の改定の通知）

第10条 本部長は、年金たる給付の額が改定されることとなるときは、当該年金た  
る給付を受ける者に対して、年金額変更決定通知書（様式第21号）により、速や  
かに通知しなければならない。

（過誤払による返還金債権への充当の通知）

第11条 本部長は、令第10条の11の規定により、年金たる給付の過誤払による  
返還金債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき給付の支払金の金額を、当該  
過誤払による返還金債権の金額に充当したときは、当該給付を受ける者に、速やか  
に書面でその旨を通知しなければならない。

2 前項の通知には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 過誤払による返還金債権に係る年金たる給付の種類及び当該過誤払による返還  
金債権の金額

(2) 支払うべき給付の種類、当該給付の支払金の金額及び当該金額のうち前号の金  
額に充当した金額

（障害給付年金差額一時金等の支給に関する暫定措置）

第12条 障害給付年金差額一時金、障害給付年金前払一時金又は遺族給付年金前払  
一時金の支給を受けようとする者は、それぞれ、障害給付年金差額一時金請求書  
（様式第22号）、障害給付年金前払一時金請求書（様式第23号）又は遺族給付  
年金前払一時金請求書（様式第24号）を本部長に提出しなければならない。

2 障害給付年金差額一時金請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとし  
る。

(1) 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡診断書その他その者の死  
亡を証明する書類又はその写し

- (2) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者と障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者との続柄に関し、市町村長が発行する証明書
- (3) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が、令附則第2条第3項第1号に掲げる遺族である場合には、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていたことを証明する書類
- (4) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が、婚姻の届出をしていないが、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (5) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が、令附則第2条第4項において準用する令第10条の5第3項に規定する遺言又は予告で、特に指定された者であるときは、これを証明することのできる書類
- (6) 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が、死亡前に第7条の規定による請求をしていなかったときは、その者が当該請求を行うものとした場合に必要な書類その他の資料

3 本部長は、第1項に規定する請求書を受領した場合には、速やかにこれを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書により通知しなければならない。  
(障害給付年金等の支給停止終了の通知)

第12条の2 本部長は、令附則第3条第5項（令附則第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による障害給付年金又は遺族給付年金の支給の停止が終了したときは、当該障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者又は当該遺族給付年金を受ける権利を有する者に対して、年金支給停止期間満了通知書（様式第25号）により、速やかに通知しなければならない。

(端数の整理)

第13条 令第7条第8項第2号の規定により障害給付年金の額から障害給付一時金の額を控除する場合において、当該障害給付一時金の額を25で除して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(遺族給付年金の請求等の代表者)

第14条 遺族給付年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうち一人を、第7条第1項に規定する請求書の提出及び遺族給付年金の受領についての代表者に選任することができる。

2 遺族給付年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、速やかに書面でその旨を本部長に届け出るものとする。この場合には、その代表者を選任し、又は解任したことを証明することのできる書類を添付しなければならない。

(所在不明による支給停止の申請等)

第15条 令第10条の3第1項の規定により遺族給付年金の支給の停止を申請する者は、遺族給付年金支給停止申請書（様式第26号）を本部長に提出しなければならない。

2 令第10条の3第2項の規定により遺族給付年金の支給の停止の解除を申請する者は、遺族給付年金支給停止解除申請書（様式第27号）及び年金証書を本部長に

提出しなければならない。

- 3 本部長は、前2項の規定による申請に基づき遺族給付年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該申請を行った者に書面でその旨を通知しなければならない。

(定期報告等)

第16条 2年以上療養給付を受けている者又は年金たる給付を受けている者は、毎年2月1日から同月末日までの間にその療養もしくは障害の現状又は遺族給付年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に関し、療養・障害現状報告書(様式第28号)又は遺族の現状報告書(様式第29号)を本部長に提出しなければならない。ただし、本部長があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

第16条の2 療養給付を受けている者で、療養の開始後1年6月を経過した日において、負傷又は疾病が治っていないものは、同日後1月以内に、その療養の現状に関し、前条の療養・障害現状報告書を本部長に提出しなければならない。

- 2 本部長は、前項に規定する者から、必要の都度、同項の報告を求めることができる。

(届出)

第17条 年金たる給付を受けている者は、次に掲げる場合には、速やかに書面でその旨を本部長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 傷病給付年金を受けている者にあつては、その者の障害の状態が警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則(平成18年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。)第1条に定める障害(以下「傷病等級」という。)の状態の程度に該当しなくなったとき。
- (3) 障害給付年金を受けている者にあつては、その者の障害が規則第2条に定める障害(以下「障害等級」という。)に掲げる障害の程度に該当しなくなったとき。
- (4) 遺族給付年金を受けている者にあつては、次に掲げるとき。

ア 令第10条第4項第2号に該当するに至ったとき。

イ 令第10条の2第1項(同項第1号及び第5号を除く。)の規定により、その者の遺族給付年金を受ける権利が消滅したとき。

ウ その者と生計を同じくしている遺族給付年金を受けることができる遺族の数に増減を生じたとき(その遺族に令第10条の2第1項第5号に該当するに至った者が生じたときを除く。)

- 2 給付を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、速やかに書面でその旨を本部長に届け出なければならない。

- 3 前2項(第1項第1号を除く。)の届出をする場合には、当該書面にその事実を証明することのできる書類その他の資料を添付しなければならない。

第17条の2 介護休暇を受けている者は、常時介護を要する状態又は随時介護を要する状態のいずれにも該当しなくなった場合には、その事実を証明する資料を添えて、速やかに、書面でその旨を本部長に届け出なければならない。

(記録簿)

第18条 本部長は、災害給付記録簿(様式第30号)、傷病給付年金記録簿(様式第31号)、障害給付年金記録簿(様式第32号)及び遺族給付年金記録簿(様式第33号)を備え、必要な事項を記入しなければならない。

(更生決定)

第19条 給付を受けるべき者は、本部長が行った協力援助をしたための災害の認定、療養の方法、給付金額の決定その他給付の実施について異議のあるときは、次に掲げる事項を記載した給付更生決定申請書(以下「申請書」という。)を福井県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出して、その更生決定を申請することができる。

- (1) 協力援助者の住所、職業、氏名及び生年月日
- (2) 協力援助を受けた警察官の所属部署、官職及び氏名
- (3) 災害発生の日時及び場所
- (4) 給付を行う者の官職及び氏名
- (5) 給付に関する通知の要旨及び年月日
- (6) 申請の要旨
- (7) 申請の年月日
- (8) 申請者の住所、職業及び氏名
- (9) 申請者が協力援助者以外の者であるときは、その続柄又は関係

2 前項の申請書には、書類、記録その他の決定に必要な資料を添付しなければならない。

第20条 公安委員会は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、決定の結果を書面で本部長及び申請者に通知しなければならない。

- (1) 決定
- (2) 請求の要旨
- (3) 決定の理由

(書類の保存)

第21条 給付に関する書類は、その完結の日から3年間保存しなければならない。

(助力と証明)

第22条 協力援助を受けた警察官を指揮する部署の長及び給付の事務を行う者は、給付を受けるべき者が行う給付の請求の手續に積極的に助力しなければならない。

2 協力援助を受けた警察官を指揮する部署の長は、給付を受けるべき者の要求に応じ、速やかに必要な証明をしなければならない。

附 則

この訓令は、令和4年5月12日から施行する。

別記様式省略